

**耐震****令和6年度 耐震住宅リフォーム支援事業**

耐震性の低い木造住宅について、耐震診断、耐震改修工事の費用の一部を補助する制度。

**●補助対象となる建築物**

羽咋市内にある木造住宅で以下のすべてに該当する建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・3階建て以下の一戸建て木造住宅（併用住宅の場合は住宅部分が全体の1/2以上）

※昭和56年6月に耐震の基準が改正され、昭和56年以前の建物は地震に対して有効な耐力壁の量が少ない場合があります。

簡易耐震補強工事が  
補助対象になりました。  
R6.1.1 能登半島地震以降の  
補強工事が対象です。

**●補助金の額**

対象事業		補助金の額	
		限度額(補助率)	加算額
診断	耐震診断	15万円(10/10)	—
補強	耐震改修工事	160万円(10/10)	市内業者 一律20万円
	空家		一律30万円
	簡易耐震補強工事 <b>NEW</b>	10万円(10/10)	—

**●代理受領制度が利用可能です ～申請者の費用負担を軽減～**

代理受領制度とは、申請者が耐震改修工事にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を施工業者に支払い、羽咋市が申請者から委任された施工業者に直接補助金を支払う制度です。（耐震診断にも活用可）

《費用負担イメージ 工事費200万円のうち補助金160万円の場合》

**●耐震診断から耐震改修工事の流れ****耐震診断**

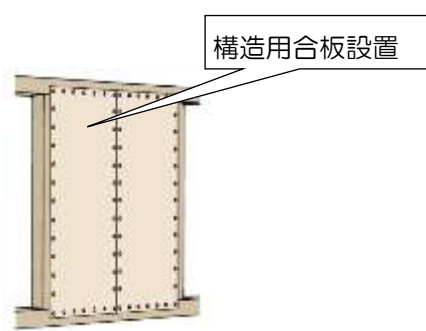
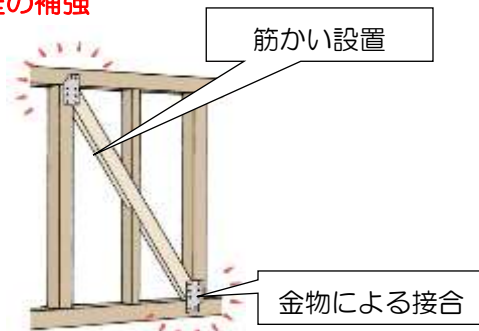
建物がどれだけの耐震強度があるかを詳細に確認する。

**耐震設計**

診断結果に基づいて、構造的に弱い箇所を補強するための計画を立てる。

**耐震改修工事**

補強計画に基づいて、補強工事を実施する

**●耐震補強工事例****壁の補強**

【お問い合わせ】 羽咋市 地域整備課 TEL:0767-22-9645 FAX:0767-22-4484

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地 E-mail:kensetsu@city.hakui.lg.jp

市HPはこちら→

